様式第2号(第5条関係)

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町下水道事業管理者

下水道事業受益者負担金等決定通知書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 次のとおり負担金を決定したので通知します。 | | | | | | 負担区 | | 受益者番号 |
|  | | ― |
| 単位負担金額 | 単位 | 負担金額 | 減免額 | 納付額 | 徴収猶予額 | | 納付期限 | |
| 円 | 世帯  単位 | 円 | 円 | 円 | 円 | | 年　　月　　日 | |

下水道事業受益者負担金等について

　1　この負担金等は、身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例により賦課対象区域内の建築物の所有者等に賦課されます。

　2　この通知書は、あなたが納付する負担金等の額をお知らせするものです。

　3　負担金等を納めていただくときは、下水道事業受益者負担金等納付通知書で納めてください。

　4　負担金等は、一括して納付していただきます。ただし、特別の事情等がある場合において、申出により管理者が特に必要と認めたときは分割納付することもできます。

　5　この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　※不明な点については、身延町役場上下水道課へおたずねください。